

# 店舗販売業許可申請書（新規）の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
許可申請書 〔手数料 34,100円(現金)〕 R5.4.1 現在		1	1 店舗の構造設備の概要欄は「別紙のとおり」とし、平面図に概要を記載してください。 2 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載してください。 3 特定販売を行う場合、裏面の書類等についても提出が必要です。 4 申請者の欠格条項欄は、該当する事実がなければ「なし」（申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」）と記載してください。 5 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
添 付 書 類	(1) 店舗の管理者	1	1 薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初（旧免許）に登録した年月日を記載します（裏書きのある場合は、裏書きの年月日となります。）。 2 週当たり勤務時間数に変動がある場合は、週平均により算出してください。
	(2) その他の薬剤師又は登録販売者	1	
	(3) 医薬品の販売業を併せ行う場合、販売又は授与する医薬品の区分	1	取り扱う医薬品（要指導医薬品・一般用医薬品）の区分等について記載してください。
	(4) 兼営事業の種類	1	申請する店舗において他の薬事関連業務の許可を取得している場合に記載します（例：「高度管理医療機器等販売業・貸与業」、「毒物劇物一般販売業」等）。該当がない場合は、「なし」と記載してください。
1 平面図		1	店舗の構造設備の概要（配置図）を記載し、要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二类医薬品の陳列場所（情報提供設備までの距離）、冷暗貯蔵設備・毒薬貯蔵設備、及び情報提供設備を明示します。
2 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要		1	1 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要について記載してください。 2 上記1の事項をすべて記載することができない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙として添付してください。
☆3 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)		1	1 法人の目的に「医薬品の販売」等に関する業務の記載が必要です。 2 6か月以内に発行されたものが有効です。
☆4 開設者の診断書		1	申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。 ※診断年月日から3か月以内のものが有効です。
☆5 証 書 (使用関係を証明する書類)		1	薬剤師又は登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に添付が必要です。ただし、勤務薬剤師・勤務登録販売者で、都内の他の店舗等において提出済（特別区長、八王子市長及び町田市市長に提出したものを除く。）の場合は、省略できます。
☆6 資格証明書		1	1 薬剤師：薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 登録販売者：販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。 2 登録販売者を店舗管理者とする場合は、別紙「店舗販売業・配置販売業の管理者が登録販売者である場合の記載上の注意」を参照してください。

- 管理者が、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第3項の再教育研修終了登録証を提示し、又はその写しを添付してください。
- 店舗販売業等の許可申請受付及び許可証の交付は、店舗所在地を管轄する東京都保健所の窓口で行います。なお、店舗が特別区内にある店舗販売業の許可については、管轄する特別区の保健所の窓口で行います。
- ☆印の書類については、都内の他の店舗等において提出済（特別区長、八王子市長及び町田市市長に提出したものを除く。）で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（店舗等の所在地、名称等）を記入してください。
- 原本照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えませんが、調査時等に別途原本を確認させていただくことがあります。

